

平成25年4月15日
東北森林管理局

平成25年度公共工事設計労務単価の適用に係る特例措置について

「平成25年度公共工事設計労務単価」(以下、「新労務単価」という。)が決定されましたのでお知らせします。

これを受け、東北森林管理局では平成25年4月20日以降に発注する森林土木工事及び調査業務、請負事業において新労務単価を適用することとしております。

しかし、「平成24年度公共工事設計労務単価」(以下、「旧労務単価」という。)に比して新労務単価が全職種単純平均で約15%と大きく上昇しており、平成25年4月1日以降に契約を行う森林土木工事及び調査業務、事業請負のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものへの新労務単価の適用について、下記のとおり特例措置を行うこととしております。

なお、新労務単価は東北森林管理局経理課で縦覧することができます。

記

第1 措置の内容

新労務単価の決定に伴い、第2に定める森林土木工事及び調査業務、請負事業の受注者は、「国有林野事業工事請負契約約款」及び「国有林野事業業務請負契約約款」、「造林事業請負契約約款」、「製品生産事業請負契約約款」の定めに基づき、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができます。

第2 対象工事

平成25年4月1日以降に契約を行う森林土木工事及び調査業務、請負事業のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。

なお、落札者決定通知後の森林土木工事及び調査業務、請負事業にあつては、落札者に対して、本特例措置に基づいた対応が可能であることを説明した上で契約を行い、契約後の工事にあつては、受注者に対して、本特例措置に基づいた対応が可能であることを説明することとしております。

第3 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方式により算出する。

変更後の請負代金額

$$= \text{新労務単価により積算された予定価格} \times \text{当初契約の落札率}$$

お問い合わせ先

東北森林管理局 総務企画部 経理課

電話：018-836-2070